

住宅改修費と福祉用具購入費の支払い方法について

住宅改修費と福祉用具購入費は償還払いと受領委任払いを選ぶことができます。

●償還払いを選んだ場合

住宅改修費及び福祉用具購入費の代金の支払いを、利用者が一旦費用の全額を事業者支払い、その後、南知多町から利用者へ9割分（自己負担額に応じて8割又は7割分）を払い戻します。

●受領委任払いを選んだ場合

住宅改修費及び福祉用具購入費の代金の支払いを、初めから1割（自己負担額に応じて2割又は3割）の支払いで済むようにし、利用者の一時的な負担を取り除くことができます。

※保険給付される残りの9割（自己負担額に応じて8割又は7割分）は、利用者から事業者へ受領を委任することによって、南知多町から事業者へ直接支払います。

受領委任払いを利用できる事業者は、南知多町に受領委任払事業者登録をおこなった事業者ですので、注意してください。
利用者から、受領委任を受けることとなった事業者は、南知多町に受領委任払事業者登録申請をし、確認書を取り交わして登録する必要があります。
なお、償還払いについては、受領委任払いの登録をしなくても従来通りご利用いただけます。

問い合わせ

南知多町健康介護課高齢者介護係

電話 0569-65-0711(内線133)